会議録

会議の名称	平成25年度 第2回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成25年10月29日(火曜日) 午後7時から9時まで
開催場所	保健福祉総合センター 6階 講座室2
出席者	委員:吉岡座長、澤副座長、相澤委員、伊集院委員、岩崎委員、折田委
	員、関委員、高岡委員、館林委員、田村委員、中静委員、中村委員、平塚
	委員、松岡委員、矢野委員
	事務局:高齢者支援課担当課長以下3名
議題	1 前回会議録の確認について
	2 第6期介護保険事業計画に向けた国の動向等について
	3 平成24年度選定事業者の進捗状況等について
	4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の今後の取組等について
	5 その他
会議資料の	配布資料
名称	資料1 社会保障制度改革国民会議報告書
	資料1-2 社会保障制度改革国民会議報告書(概要)
	資料1-3 小規模型通所介護の移行イメージ(案)
	資料2 地域密着型サービスの取組状況等について
	資料2-2 設計変更のあった施設の図面
	資料3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の今後の取組等について
記録方法	□全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
1	

会議内容

1 開会

○事務局:

開会の挨拶

○座長:

これより平成25年度第2回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。全委員が参加しているので、委員会として成立している。

○事務局:

資料確認

2 介護保険担当課長あいさつ

3 議題

議題1 前回会議録の確認について

○座長:

それでは平成25年度第1回会議録の内容について、修正・変更などあるか。

(意見無し)

前回の会議録については承認する。

○座長:

それから前回の議事の中で「指定更新時の基準の取扱い」についての考え方を事務局で整理することになっていたと思うので、このことについて事務局から説明をお願いしたい。

○事務局:

認知症対応型通所介護における、食堂及び機能訓練室の設備基準において、必要な面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする、という中で、2点ご指摘をいただいているので回答する。

1点目の仕切りの間口の長さの基準については、東京都に確認をしたところ、明確な基準はないが、一体として見れるかどうかがポイントとなる。

2点目の面積についてキッチンを含んだ面積となっているのかという部分については、 指定当時に一体とみなした経過があり、更新の際の考え方としては、使用用途が変更さ れていなければ、そのまま更新をさせていただくということで確認をしているので、そ のような取扱いをさせていただく。

○座長:ただいまの説明で意見等はあるか。(意見なし)

議題2 第6期介護保険事業計画に向けた国の動向等

○事務局:

資料に沿って説明。(資料1,1-2,1-3)

○座長:

ただいまの説明で意見等はあるか。

○委員:

この前の社会保障審議会の流れで、特別養護老人ホームへの入所者を要介護3以上にするという内容については反対意見が多数あったので、その部分については変更される可能性があると思うが、それ以外の部分については、特に大きな反対意見もなかったと思うので、そのまま同じ内容で流れていくのではないかと思う。

○副座長:

もし小規模型通所介護が地域密着型サービスになった時に、今まで利用していた通所介護事業所が地域密着型サービスとしての位置づけで市町村指定になるということで、 その地域を管轄する保険者が指定をしている事業所しか利用することができなくなって しまうのか。

○事務局:

基本的には、そのような形になる。地域密着型サービスは、その地域の住民が利用で

きるサービスとなっているので、その地域の住民以外の利用は原則できない。

○座長:

他に何か意見等はあるか。 (意見なし)

議題3 平成24年度選定事業者の進捗状況等について

○事務局:

資料に沿って説明。(資料2,2-2)

○座長:

ただいまの説明に関し、意見等はあるか。 (意見なし)

議題4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の今後の取組等について

○事務局:

資料に沿って説明。(資料3)

○座長:

ただいまの説明で意見・質問等はあるか。 (意見無し)

○委員:

4のメリット・デメリットについて、メリットは利用者についての内容が記載されており、デメリットについては、利用者のデメリットというよりは事業者のデメリットの内容が記載されているので、単純に比較できないと思う。行政側が不信感を持っているということで、デメリットが記載されているが、もしその部分が無くなれば、利用者にとってのデメリットがないか疑問に感じる。

○事務局:

定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスが、第5期の介護保険事業計画の目玉事業として位置付けられているが、現在このサービスを展開している自治体に聞き取りをした結果、利用者数が10名程度となっており、需要の状況や事業者が利用者数を制限しているのか詳細を把握していく中で、個人に対するデメリットも見えてくるのではないかと思う。また、このサービスが夜間も行われるという点から、訪問介護事業所にとっては負担が大きくなるということもあり、その部分が利用者のデメリットの部分において記載されている形となっている。

○委員:

サ高住とセットで事業展開していくことで利用者の数も増えていくので、普通のビジネスであれば当然そのように考えるものだと思う。ただ、それがよいことか悪いことかは分からない。

○事務局:

確かにサ高住とセットでやる方が、違う利用者でも同じ建物にいるということで、サービス提供する事業所としても色々な場所を回るよりは効率的にサービス提供ができるというところで、事業所にとってはメリットが大きいと思う。

○委員:

夜間型のサービス利用は、重度の方への提供なので、入退院が多くて、在宅への定着率が悪いということもあり、24時間のサービス提供を維持していくことは難しいことだと思う。この10名は、恐らく移動時間を考慮したり、また事業所が減り、事業所の数が市内に1つになると、利用者の方々のニーズの時間帯も集中して、10人といっても提供していくのは難しいと思う。

この定期巡回と似たような形で、今複合型のサ高住として夜間の訪問看護がサ高住に含まれた形での施設が今度、清瀬でオープンする予定である。これは利用者にとってもメリットが高いし、そういうサービスが複合型として成立する以上、囲い込みとして考えなくてもよいと思う。そうであれば、西東京市内で複合型の定期巡回の訪問看護などを入れるような形でのサ高住を誘致して、独居の方やまだ重度ではない人をフォローすれば、在宅での独居の方達をよりフォローできると思う。

○事務局:

サ高住を建てるにあたって、医療系の施設も併設するということなのか。

○委員:

今度、清瀬市で4月にできるサ高住は、グループホーム・小規模多機能型居宅介護も併設される。そこに訪問看護の事業所が入るということで、複合型になっている。サ高住の人が訪問介護やデイサービスを利用することが可能となり、給付費は全て定額となっているので、そこで全てのサービスの利用が可能となる。

○事務局:

小規模多機能型居宅介護とグループホームがあって、更にサ高住もあるということか。

○委員:

そのとおりである。そこのサ高住の人がデイサービスなども利用できるということである。

○事務局:

こちらとしてはそれについて把握していないので、今後確認していきたい。

○座長:

今回の問合せについては地域的な面で選んだということであるが、先ほど委員から意見が出たように、運営法人が変わればまたメリット・デメリットは違った形で出てくる可能性があると思う。

○事務局:

今後については、毎月東京都への報告で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定 状況が把握できるので、確認をしていく。

○座長:

是非お願いしたい。また先程の委員の話も含めて、西東京らしさというものが出てくればよいと思う。

○委員:

サ高住については、平成23年11月頃から、厚生労働省と国土交通省が共同所管となって、次々とサ高住ができてきている。西東京市においても、保谷北町と泉町に既に開設され、来年の6月には保谷駅の近くにもできると聞いている。

○事務局:

サ高住は、市内に6か所で269戸が登録されている。泉町のサ高住に問合せをしたところ、訪問介護事業所と医療については、別途他の医療機関と提携して運営をしていくと聞いている。訪問介護については、サ高住に併設している事業所を利用することも可能であり、今まで利用していた事業所を利用することも可能であると聞いている。

ただし我々が懸念しているのは、サ高住においては元気な方も介護認定を受けている方も入居することが可能となっていることや、他の地域の高齢者が西東京市に入ってくることである。そのような方々がこのサービスを利用するとなると、西東京市の介護給付費が上がることが想定されるので、市としては市長会等を通じて、この間住所地特例の適用を要望している。国の方でも平成27年度に向けてその方向になってきている。西東京市としては、現状としては、やはりまだその制度が確立されていないので、消極的なところである。

○委員:

24時間のサービスを必要としている方というのは、施設等に入りたくないから在宅にいる、自宅で家族に看取ってもらいたいから在宅にいるという方が主流だと思うので、24時間のサービスが必要な方というのは、夜中に転倒したから来てほしいとか、痰の吸引の為に来てほしいとか、老老介護で疲れておむつの交換をしてほしいから来てほしいという理由があるなかで、24時間の訪問が多いのが現状だと思う。当方の事業所では24時間のサービス提供は行っていないが、必要があれば別途深夜料金をいただいて、サービス提供をすることもあるが、それはヘルパーにとっては負担が大きい。そのような現状の中において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスは今後充実させていく必要があると思う。

○委員:

先程の委員が言っていたように、新しいサービスを導入するにあたってのメリット・デメリットという部分について、利用者目線が感じられなかった。そもそも新しいサービスを導入するにあたっては、実際どのくらいの潜在的なニーズがあるのかを含めて考えなければならないと思う。総合的に利用者からのニーズやそれに対応できる体制とい

うものを考えるべきだと思う。そもそも利用者のニーズというものを、どの程度認識しているのかを教えていただきたい。

○事務局:

第5期の計画策定にあたり、平成22年に計画策定の事前のアンケート調査を実施しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスについては、必要だと思うかというような調査を実施し、このサービスは必要であるというような肯定的な意見はいただいている。また第6期の計画策定については、来年の2月中にアンケート調査を実施していく方向で考えているので、その中でもこのサービスのニーズ等を把握するような質問項目を掲げていきたいと思う。

座長:

他に意見等はあるか。

○委員:

定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間のサービスにおいて大事なことは、ケアの質を確保することであると思う。ビジネスとしての利用者の囲い込みというよりは、適切に対応できる質の高い職員が揃っていれば、囲い込みということではなくて選択の結果そのような形になるのだと思う。ただし、そこの部分については、どのように透明性を確保するかが問題になってくると思う。今後住所地特例が制度化され、西東京市民であれば優先的にというのは、株式会社の形態上難しいかもしれない。

しかし、西東京市の方が地域包括ケアシステムの一環としてサ高住が欠かせない存在と考えるのであれば、西東京市では様々なサービスの分科会があるので、サ高住についても、市としてもバックアップして、サービスの質を高めていけるようなシステムを構築することが大事だと思う。

○委員:

現在市内のサ高住に今度他区から入居する要支援の方の相談を受けている。現時点では、サ高住について住所地特例が適用されないので、西東京市としての介護保険給付費が上がることになる。早急にサ高住についても住所地特例の適用がされることを望む。またサービスの質のことについて言うと、それだけサ高住がたくさんできると、そこのケアマネは新人の割合が多く、ケアプランの作成が十分にできていないのが現状である。その中で、地域のサービスの社会資源を知らず、そこのサービスだけを使うようなものが見受けられるので、指導をする必要があると思う。利用者のサービス利用について、もっと地域包括支援センターに相談をしていただくよう利用者にお願いをしている。

また、埼玉県に、生活保護対応の有料老人ホームがあるということで、どのように対応するかを見学に行ってきた。そこはふつうの有料老人ホームだったが、横に小規模多機能型居宅介護が併設され、地域の方の寄合所を作っているそうである。無料で開放して、地域の人のサロンとして色々なことで使えるように、小規模多機能型居宅介護の中に設けているが、それは地域密着型サービスとして、地域の人達が関わりあえるような場を作ることは当然であると考えているということを聞いて驚いた。今後地域密着型サ

ービスは、地域の人達に開放できるような庭などがあるというような所をこれからは考えていかなければならないと思っている。

○座長:

西東京市の1つのビジョンとして考えていきたいと思う。

○事務局:

そのとおりである。地域密着型というのは、地域に根差した形で、介護を受けている 人や受けていない人も利用してもらうというのは、理想的だと思う。ただ西東京市もあ まりまとまった土地が無く、また地価も高いことから十分な土地を用意することが難し いので、どこまでそれができるかということもあるが、非常によい例だと思う。

○座長:

他に何か意見等はあるか。

○委員:

資料3の4における定期巡回・随時対応型訪問介護看護導入におけるメリット及びデメリットについて、新しい地域密着型サービスが導入されることで、利用者のサービス利用の選択の幅が広がるとあるが、本当にメリットになるのかを危惧している。他の委員からあった話で、ケアの質やサ高住では新人のケアマネがいるということだが、私の住んでいる県では混乱を生じてきており、新人のケアマネが私の所に相談してくることがある。そうならないように、指定した保険者の責任として、各団体を密に連携を取って、混乱が生じないようにしてもらいたいと思う。

私が関わっているNPO法人で小規模多機能型居宅介護についてだが、今回看取りを行った。それは、宿直者と夜勤者が行ったときに、そこで必要な介護職員としてできるバイタルチェック等を行い、それを逐一訪問看護ステーションや病院と連携を取ったという経緯がある。そういった現状の中で、夜間対応型訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が競合する可能性があるので、今後公募等をする際には、その辺りの部分についても考慮していただければと思う。

○座長:

他に何か意見等はあるか。

(意見なし)

議題5 その他について

○座長:

委員の方々は、何か意見等はあるか。

○委員:

平成27年度の制度改正はまだ確定していないが、今の地域密着型サービスの基準の課題として、市境に住んでいる方のサービス利用が難しいというのがあると考えている。 事業者側としては、ある程度商圏のあるところに事業所を設置したいと考える。それを どこの市でも行ってしまうと、必ず市境に住んでいる人にとっては利用しずらい状況に なる。また市境にある事業所にとっても、運営は厳しいと思う。また、送迎の必要なデイサービスにおいて、どこの事業所も市の中心地に事業所を設置するとなると、市境の人の送迎については厳しくなるが、中心地にいる人にとっては事業所が集中しているので、選択の幅が広がることになる。

今回の制度改正で一般デイが地域密着型サービスに位置付けられることについては賛成で、地域との繋がりが強くなり、地域包括ケアの形に進んでいくと思うのでよいと思う。課題としては、近隣市とより密接に連携を取っていくことで、市境にいる人のサービス利用が、他市の事業所を利用することになっても、手続きが簡単でサービスの利用がスムーズに行われることになるようになればよいと思う。

○座長:

今の意見は、事業が形として整っていないからこそ重要な意見だと思うが、その辺りの部分については、ある程度行政としての裁量もありうるのか。

○事務局:

地域密着型サービスなので、近隣市と連携を取りながら可能な部分については、やっていきたいと思うし、今後検討していきたいと思う。

○事務局:

次回第3回地域密着型サービス等運営委員会は、来年の2月頃を予定している。内容としては地域密着型サービス事業所の指定更新ということで考えている。日時等については、また決定次第連絡する。

○座長:

委員の方々は、何か意見等はあるか。 (意見無し)

○座長:

資料2-2はそのまま机の上においてお帰りください。 本日の委員会は閉会する。